

# 平成23年度 安全装置等導入促進助成事業実施要領

平成23年4月1日

社団法人 滋賀県トラック協会

## 1 助成制度の対象

安全装置等（後方視野確認支援装置、車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置、アルコールインターロック）に係る導入助成事業を実施する社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）会員事業者

## 2 予算及び対象台数

500万円 250台（ただし、一会員事業者当たり10台までとする。）

## 3 助成交付額

平成23年度に新たに装着した車両装置1台当たり2万円（うち1万円は社団法人全日本トラック協会の助成金）

## 4 安全装置等

(1) 後方視野確認支援装置とは、次の各号に掲げる機能を有するものに限る。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

後退時の後方視野が確保できること。

運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。

概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

(2) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置は、国の補助対象と同一のものとする。

(3) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置は、国の補助対象と同一のものとする。

(4) アルコールインターロックは、国土交通省の技術指針(案)に適合しているものとする。

## 5 実施期間

平成23年4月1日～平成24年2月29日まで

上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

## 6 交付要綱

別添「安全装置等導入促進助成金交付要綱」のとおり。

## 平成23年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

後方視野支援装置

平成23年4月1日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ビューテック	リアビューモニター 「対象機種」 TKV - S20、TKV - S20N、TKV - S30 但し、TKV - S30 (OD)は除く(注2)、TKV - S30D、TKV - S30DF
	ナイスビューモニター 「対象機種」:VW - S10、VW - S20、VW - SN20
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、 ST-500シリーズ (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く)
(株)アトム技研	ARGUS(A) 「対象型式」:ARGUS - 0603AT
	ARGUS(B) 「対象型式」:ARGUS - 0605BS
(株)ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL - 702(天吊り型)、XL - 703(天吊り型)、 TS706、TM706
クラリオン(株)	カメラ & モニターシステム [ルームミラー型の特定方法] 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット: LAA-057-100又はLAA-057-110」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5200、CM-5200A、CM-7200、CM-7200A(注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 CR70500-R、CR70500-RA、CR70500-RB、CR70720-RA、 CR70720-RB、DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB、BE-RV200- RA、BE-RV200-RB
(株)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-5000M、PHO-7200、AP-7000、AP-8000(注3)
ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XC-M7SS、XC-M7SM、XC-M7SL、XC-M7SX、XC-M7SY、 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA
CBC(株)	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15、ZMC-RVS11S-20、 ZMC-RVS11S-15、ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S、ZMC- RVS33N、ZMC-RVS33S、ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。

なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。

(注2) TKV - S30(OD)はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV - S30(OD)」と明記されている。

(注3) AP-8000の装着には、別途アタッチメント(AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080)が必要。AP-8000/odはオンダッシュ方式のため対象外。

(注4) セイコープレジジョン社は22年3月31日をもって、後方視野支援装置の販売から撤退。今後は販売を行わないとのこと。もし、申請があった場合は連絡を下さい。

## 平成23年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成23年4月1日現在

### ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	運転集中度モニター
日野自動車(株)	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・バス(株)	MDAS- (運転注意力モニター)

### 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	IESC
日野自動車(株)	VSC
三菱ふそうトラック・バス(株)	ESP
UDトラックス(株)	UDSC

(注1)三菱ふそうトラック・バス(株)のMDAS- は、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年 6月 6日 制定  
平成22年 4月 1日 改正  
平成23年 4月 1日 改正  
社団法人 滋賀県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 滋賀県トラック協会(以下「滋ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等装着の導入助成事業を実施する滋ト協会員(以下「会員」という。)に対して助成金を交付する。

## (対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。  
なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

後退時の後方視野が確保できること。

運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。

概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

- (2) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置は、国の補助対象と同一のものとする。
- (3) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置は、国の補助対象と同一のものとする。
- (4) アルコールインターロックは、国土交通省の技術指針(案)に適合しているものとする。

## (交付額等)

第3条 助成金の交付額は、会員が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台につき2万円(うち1万円は社団法人全日本トラック協会の助成金)を交付する。ただし、交付額は装置の価額を超えない範囲とし、一会員事業者当たり10台までとする。

## (実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、装置導入が完了したときは、別紙様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」(以下「助成金交付申請書」という)により、助成金交付請求を滋ト協に提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 滋ト協は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその助成金交付申請書を審査し条件に適合すると認めるときは、会員に対して、助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置 4年
- (3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 4年
- (4) アルコールインターロック 1年

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、滋ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成18年6月6日)

第1条 本要綱は平成18年7月1日から適用する。

(附則) (平成22年4月1日)

第1条 本要綱は平成22年4月1日から適用する。

(附則) (平成23年4月1日)

第1条 本要綱は平成23年4月1日から適用する。

様式 1 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会  
会長 岡田 博 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

### 安全装置等導入促進助成金交付申請書

安全装置等導入促進助成金交付要綱第 4 条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(装着車両台数 × 20,000円)

1. 内訳

計 \_\_\_\_\_ 台  
(別紙装着明細書のとおり)

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

- 装着明細書
- 自動車検査証 (写)
- 納品書 (写)
- 領収書 (写) 又は銀行振込金受取証 (写)

# 装 着 明 細 書

申請日 平成 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

	支店・営業所名	登録番号 メーカー名 装置名・型式	装着日
1		滋賀	平成 年 月 日
2		滋賀	平成 年 月 日
3		滋賀	平成 年 月 日
4		滋賀	平成 年 月 日
5		滋賀	平成 年 月 日
6		滋賀	平成 年 月 日
7		滋賀	平成 年 月 日
8		滋賀	平成 年 月 日
9		滋賀	平成 年 月 日
10		滋賀	平成 年 月 日